

臨床研究助成制度規定

一般財団法人 東京保健会

(目的)

第1条 この助成制度は、当法人の事業目的にもとづき、勤労者の生活と健康並びに医学の向上に寄与するため医療技術者の臨床研究に対して研究費を助成し、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、臨床にねざした研究で、その成果が広く社会全体の医療水準を高めることが期待される内容であること。臨床研究テーマは原則として、3人以上の医師、検査技師その他の医療技術者のグループによって検討された内容であることとし、詳細は実施準則で定める。

(研究期間)

第3条 研究期間は1年以内を原則とし、研究が1年を超える場合でも2年以内とする。その場合、研究開始から1年経過後に当法人臨床研究助成事務局あてに中間報告を行う。

(申請方法)

第4条 研究助成の申請は、指定の申請書にもとづいて行うこと。

(助成額)

第5条 助成額は、1件につき50万円以内とし、別に定める実施準則にもとづいて助成する。

(選考)

第6条 助成決定は、東京保健会臨床研究助成選考委員会において検討し、東京保健会理事会にて決定する。

(研究報告・公表)

第7条 研究終了に伴う報告は図表とは別に和文にて600文字以上1000字以内にまとめ、文書で当法人臨床研究助成事務局に提出する。尚、成果のあった研究について関係学会、医学雑誌等への発表は自由とするも、当法人発行の「病体生理」「母と子の健康」誌等より依頼を受けた場合には公表掲載しなければならない。

(募集方法)

第8条 研究テーマ募集は、毎年1回とし、東京保健会発行の機関紙等にて公募する。

第9条 本規定の改廃は、理事会決議により行うものとし、1986年9月1日より実施する。

(1986年 7月 31日理事会決定)

(1992年 11月 30日理事会改定)

(1996年 3月 19日理事会改定)

(2004年 7月 27日理事会改定)

(2009年 8月 22日常務理事会改定)

臨床研究助成実施準則

一般財団法人 東京保健会

(助成対象)

1.助成対象者は、医師、検査技師その他の医療技術者のグループとし、当該施設長の推薦を必要とする。いずれの場合も代表者を明確にしておくこと。

グループ未形成の場合でも、上記推薦のある場合は検討することがある。

(助成額)

2.助成額は、年間予算総額 300 万円とし、1 件 50 万円以内とする。支給方法は、研究助成申請書にもとづいて審議し、次の原則に従って行う。

- (1) 助成額の決定については、研究計画書にもとづき選考委員会で検討し、常務理事会の審議を経て東京保健会理事会にて決定する。
- (2) 研究内容で臨床検査部分に関する費用は当会病体生理研究所の検査料金体系により換算するものとする。
- (3) 助成金で購入した設備、備品、図書等については研究代表者または研究分担者が所属する法人施設に寄贈するものとする。

3.臨床研究について、申請時の記載事項・内容等の変更が必要な場合は事務局に直ちに届出を提出し、選考委員会の検討をへて東京保健会理事会の承認を受けなければならない。但し、重大な変更をとまない軽微な変更については必ずしも承認を必要としない場合がある。

4.臨床研究が正当な理由なく中止した場合、助成金の全額返済を求めることがある。

この決定は、選考委員会の検討に基づき東京保健会理事会が行う。

5.この実施準則は、1986 年 9 月より実施する。

(1986 年 7 月 31 日理事会決定)

(1992 年 11 月 30 日理事会改定)

(1996 年 3 月 19 日理事会改定)

(2004 年 7 月 27 日理事会改定)

(2009 年 8 月 22 日常務理事会改定)